

	補助金・助成金等	対 象	補 助 ・ 助 成 額	問い合わせ先
活動支援	住民共助による地域づくり活動助成	自治会や町内在住の5人以上の構成員を有する任意団体	・サロン等集いの場所の開設や日常の困りごと支援活動費 ・自主防災組織の設立、活動費 ・高齢者世帯や要支援世帯などの支援活動費	企画政策課 企画係 ☎85-4817
	おらほの敬老交流会等補助金	4月1日現在で満70歳以上の町民(施設入所者は除く)	・敬老交流会費 ・敬老祝品配付費	福祉課 地域福祉係 ☎85-2190
	単位老人クラブ補助金	町内単位老人クラブ	対象事業にかかる経費が当事業にかかる収入を超えた場合、4月1日時点の会員数×1千円 など	福祉課 地域福祉係 ☎85-2190
	若者活動支援	・代表者が若者(50歳未満)であること ・構成員の2/3以上が若者であること など	上限50万円 (補助対象経費9割以内)	企画政策課 企画係 ☎85-4817
	出会い創出事業補助金	原則町内で実施する事業 など	上限20万円	企画政策課 企画係 ☎85-4817
	関係人口創出事業補助金	・代表者が町民であること ・町民と町内に勤務する方が5人以上であること	上限30万円 (対象経費の10分の9以内)	企画政策課 企画係 ☎85-4817
起業・就労支援	森岳温泉街店舗等開業支援事業	・対象区域内で開業(出店)する方 ・町商工会に事業計画を提出し経営指導を受けた方 など	・店舗新築と改装費(最高200万円) ・登録免許税相当額(上限20万円) ・固定資産税相当額(上限10万円/年) ・賃借料(上限4万円/月)	商工観光交流課 観光交流係 ☎85-4830
	地域雇用創出事業《新規雇用奨励事業》	町内事業者が町内に住所を有する新卒者および離職者の正規社員を雇用する場合は、定年に達する前5年以上の者または非正規社員として、1年を超える雇用契約をし、採用した場合	正規社員の新卒者、転入者および35歳未満の離職者1人に対し月額3万円 など	商工観光交流課 商工係 ☎85-4830
	地域雇用創出事業《店舗等新築・増改築事業》	店舗、事務所、作業場および外構等の事業の用に供する建物等の新築および増改築経費	・新築および空き店舗等活用費(上限50万円) ・既存建物の増改築費(上限30万円)	商工観光交流課 商工係 ☎85-4830
	地域雇用創出事業《機械設備投資事業》	機械設備の新設および既存設備と同等以上の設備投資に要する経費	対象事業費の15%を補助し、1事業者50万円を限度	商工観光交流課 商工係 ☎85-4830
	地域雇用創出事業《新規進出・起業・異業種参入支援事業》	新たに町内で事業を開業するため、または異業種参入のために必要な設備工事、機械器具および備品の購入に要する経費	対象事業費の30%を補助し、1事業者200万円を限度	商工観光交流課 商工係 ☎85-4830
	地域雇用創出事業《工場誘致等奨励事業》	三種町工場誘致奨励条例第4条各号のいずれかに該当し、町内に住所を有する新卒者、転入者および離職者の正規社員、または非正規社員として雇用契約して採用した場合	正規社員の新卒者、転入者および35歳未満の離職者年額36万円、35歳以上の離職者年額24万円、非正規社員年額12万円、用地取得費の1/3(上限3000万円)	商工観光交流課 商工係 ☎85-4830
	資格取得支援補助金	①ハローワークに求職登録した方 ②事業所に勤務してる方(個人または事業所が申請) ③高校生以上の学生	1人(1事業所) 上限10万円	商工観光交流課 商工係 ☎85-4830
農業支援	じゅんさい圃場整備支援事業	三種町に住所を有する農家	最大100万円	農林課 農政係 ☎85-4826
	有害鳥獣被害対策	町内に住所のある農作物を出荷または販売する農業者・法人で、町内の土地に有害鳥獣による農作物の被害防止のため電気柵を設置する方	上限10万円	農林課 林務係 ☎85-4827
	地域でまもる高性能機械導入支援	多面的機能支払交付金または中山間地域等直接支払交付金の交付団体	上限100万円	農林課 農政係 ☎85-4826
	園芸施設共済加入促進	三種町在住の園芸施設共済加入者かつ町内にある園芸施設	園芸施設共済掛金の1/3	農林課 農政係 ☎85-4826
	農業用廃プラスチック適正処理推進事業	三種町在住の方または団体	処理費(税抜)の1/3	農林課 農政係 ☎85-4826



4月7日から 時刻表が変わります

- **主な変更点(詳しくは配布された時刻表を参照)**
上岩川地区、下岩川地区は時刻表が大きく変わります。
下岩川地区は、一部ルートが変わります。
- **中学生以下の回数券**
中学生以下の回数券を販売します。
100円のフリー乗車券12枚セット…1,000円

◆問い合わせ先 企画政策課 企画係 ☎85-4817

◆問い合わせ先
福祉課 地域福祉係
☎85-2190

対象と見込まれる方へ確認書を送付しています。期限までにご返送ください。また、令和6年1月2日以降の転入者のいる世帯は申請が必要となります。
● **令和6年度住民税非課税世帯**
1世帯あたり 3万8千円
※うち18歳以下の子どもを扶養している世帯は子ども1人につき2万円を加算

返送・申請期限 **5月30日**

価格高騰対策給付金等